

社会資本整備審議会 都市計画・歴史的風土分科会
第20回歴史的風土部会及び第1回古都保存のあり方検討小委員会
合同会議

平成27年8月7日

【事務局】 すみません。時間、少し前ではございますけれども、皆さん、おそろいでございますので、始めさせていただきたいと思えます。

本日は、お忙しいところお集まりをいただきまして、まことにありがとうございます。ただいまから、社会資本整備審議会第20回歴史的風土部会及び第1回古都保存のあり方検討小委員会合同会議を開催させていただきたいと思えます。私は、事務局を務めさせていただきます国土交通省都市局 公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室長でございます。どうかよろしく願います。

本日、最初に、歴史的風土部会を開催させていただきまして、その後、引き続きで、古都保存のあり方検討小委員会を開催するという流れで予定をさせていただいております。

それでは、第20回歴史的風土部会を開催したいと思います。

まずはじめに、委員の異動につきましてご報告を申し上げます。

昨年12月25日付で諮問事項明日香村における歴史風土の保存の推進など、今後の古都保存行政のあり方はいかにあるべきかという諮問事項の明日香村の部分に係ります検討につきまして、歴史的風土部会報告がなされまして、その審議終了に伴いまして、明日香村小委員会が解散されました。それによりまして、森川専門委員、八丁専門委員、吉兼専門委員が任期満了により退任をされております。

さらに、本年2月27日付で委員の改選がございまして、その際、上村委員が任期満了により退任をされております。新たに草野委員、齊藤委員、村木委員が就任されております。分科会長により、歴史的風土部会の委員に指名をされております。また、本年7月27日付で門川臨時委員、黒岩臨時委員、三日月臨時委員、河瀬専門委員、兵藤専門委員、深町専門委員が就任されております。本年7月29日付で、分科会長により、歴史的風土部会委員に指名されております。その他8名の委員におかれましては、本年の2月に再任されております。

また、7月29日付で社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会運営規則第1条によりまして、古都保存のあり方検討小委員会が新たに設置されました。池邊委員を委員

長といたしまして、草野委員、齊藤委員、村木委員、山田委員、田辺臨時委員、西村臨時委員、河瀬専門委員、兵藤専門委員、深町専門委員が、分科会長により小委員会委員に指名されております。

なお、本日歴史的風土部会の委員の出席につきましては、17名中13名でございます。定足数に達しておりますことをご報告申し上げます。

次に、本日ご出席いただきました委員の皆様方のご紹介させていただきます。

まず、飯島淳子委員でございます。

【飯島委員】 飯島でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局】 続きまして、池邊このみ委員でございます。

【池邊委員】 池邊でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局】 草野満代委員でございます。

【草野委員】 草野です。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】 村木美貴委員でございます。

【村木委員】 村木です。よろしくお願いいたします。

【事務局】 山田洋委員でございます。

【山田委員】 山田でございます。

【事務局】 里中満智子臨時委員でございます。

【里中臨時委員】 里中です。よろしくお願いいたします。

【事務局】 田辺征夫臨時委員でございます。

【田辺臨時委員】 田辺でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局】 兵藤芳朗専門委員でございます。

【兵藤専門委員】 兵藤です。よろしくお願いいたします。

【事務局】 深町加津枝専門委員でございます。

【深町専門委員】 深町です。よろしくお願いいたします。

【事務局】 また、本日、荒井臨時委員の代理で奈良県 景観・自然環境課課長補佐がいらっしゃっています。

【荒井臨時委員代理】 よろしくお願いいたします。

【事務局】 また、門川臨時委員の代理で京都市風致保全課長がいらっしゃっています。

【門川臨時委員代理】 よろしくお願いいたします。

【事務局】 黒岩臨時委員の代理で神奈川県自然環境保全課長にお越しいただいています。

す。

【黒岩臨時委員代理】 よろしくお願ひいたします。

【事務局】 三日月臨時委員の代理で滋賀県土木部交通技監にお越しいただいております。

【三日月臨時委員代理】 よろしくお願ひいたします。

【事務局】 続きまして、事務局側の出席者を紹介させていただきます。まず、都市局長でございます。

【局長】 よろしくお願ひします。

【事務局】 続きまして、大臣官房審議官でございます。

【大臣官房審議官】 よろしくお願ひします。

【事務局】 都市局総務課長でございます。

【都市局総務課長】 よろしくお願ひいたします。

【事務局】 都市局公園緑地・景観課長でございます。

【都市局公園緑地・景観課長】 よろしくお願ひいたします。

【事務局】 続きまして、資料の確認にまいらせていただきます。お手元に一覧表とともに、資料1から5-2までがございます。また、参考資料といたしまして、参考資料1から4-2をお配りしてございます。不足等がございましたら、後ほどでもお申し出いただきたく存じます。

それでは、まずはじめに、都市局長から、委員の皆様方にご挨拶をさせていただきます。

【局長】 都市局長でございます。本日は、歴史的風土部会、古都保存のあり方小委員会、朝早くからお忙しいところをお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。我々の多く、7月31日の異動で就任している者、多数おります。前職でも各先生にはいろんなところでお世話になっておりましたけれども、どうぞよろしくお願ひいたします。

今、事務局から申し上げましたとおりですが、昨年の2月に社会資本整備審議会へ諮問をさせていただいておるところでございます。我が国固有の資産として、後代に残すべきもの、たくさんあると思います。産業遺産というものも話題になっておりましたし、戦後70年ですけれども、この古都保存法の制定以来ということでは50年ということでありまして。その間大きな制度の変更とかということにはなかったわけでありましてけれども、ちょっと広げて考えてみますと、やはりこういう風土とか、風致とか、国土とか、そういうこととの関係で我々の組織の中では景観法というようなもの、少し前になりますが、つくって

おりますし、それから、歴史まちづくり法というものも平成20年につくったり、都市行政の中でのこれから伸ばしていくべき大事な領域だなと思っています。私も、個人的にも長く大変関心の深い領域でございます。

この間、いろいろ社会経済情勢も変化しております。古都の自然的環境の維持管理における担い手不足とか、自然的環境そのものの変化とか、いろんな課題があるということでありますので、それにどう対応していくかということで、今後のあるべき古都保存につきまして、活発なご議論をぜひお願いしたいと思っております。

私、今日大変ご無礼申し上げますが、ちょっと退席させていただいて、また、会議の後半に戻ってきたいと思っております。今後、しばらくの間、ぜひこの大事なテーマにつきまして、活発なご議論をお願いしたいと考えております。どうぞよろしくお願ひいたします。

【事務局】 それでは、議事のほうに進みたいと思います。ご発言をいただく際には、目の前にございますマイクのスイッチをオンにさせていただきまして、ご発言終了後はスイッチをオフしていただきますようによろしくお願ひを申し上げます。トークというボタンを押していただければオンになって、オフになるという状況でございます。

まず、それでは、議事の(1)にございます部会長の互選につきましてでございます。委員の改選に伴いまして、部会長の選出を改めて行いたいと存じます。社会資本整備審議会令第7条によりますと、部会長は委員の互選により選出するということになっております。僭越でございますが、事務局といたしましては、歴史的風土に高い見識をお持ちであります池邊委員が部会長に適任ではないかということでご提案いたしますが、皆様、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【事務局】 ありがとうございます。では、皆様、ご異議なしということでございますので、池邊委員に部会長をお願いいたしたいと思っております。それでは、池邊部会長、部会長席のほうへお移りいただきますようによろしくお願ひいたします。

また、事務局より、委員長互選後の部会名簿を配付させていただきます。

ここで、新部会長に一言ご挨拶を賜りたいと存じます。それでは、よろしくお願ひいたします。

【部会長】 このたび、皆様方のご承認をいただきまして、部会長の大役を仰せつかることになりました。当部会は、前任は京都経済同友会の上村様が、またその前は越澤先生

がまさに粉骨砕身の思いで歴まち法の創設、また、昨年は明日香村小委員会の取りまとめというのを提出するに至っております。また、今年、景観法は11年、歴まち法は7年を迎えますが、この本日取り扱う古都に際しましては、さまざまな問題が生じております。そういった意味で、まさに景観という意味では、セカンドステージという時期に、この部会長をお引き受けするに当たりましては、まさに重いバトンを引き継ぎ、また、将来にわたってきちんと引き継げるように身の引き締まる思いがしております。

また、先月には、私も参加させていただきましたが、景観法10周年に際して昨年設置された「日本らしく美しい景観づくりに関する懇談会」の取りまとめが出されておりました。順調に成果が出ているとはいえ、景観に関するさまざまな運用に関する課題も出されております。

さて、本会が取り扱う古都保存法というのは、今日ご出席の方々、拝見すると、もうご存じの方と、もうお生まれになるころという形だと思いますが、鎌倉のいわゆる御谷騒動というところに端を発しております。まさに高度成長期の開発に対する規制という目的でつくられたものでございます。景観規制だけに注目すれば、まさに景観法の前身にも当たりますし、いわゆる大正8年につくられた風致地区制度以来のまさに画期的な法律として、景観法の前身として非常に役割を持って成果が出てきた法律だと思っております。

しかし、一方、皆様ご存じのように、今の日本の状態というのは、少子・高齢のみならず、人口減少ということで、今日対象となっております古都の各地でも、農用地、林地のみならず、集落そのものも存続にもやはり非常に問題が生じているということも、今の一番の課題だと思っております。そういった意味では、当初の土地利用の規制、コントロールという時代から、今日、後から事務局のほうでご説明にあるような課題については、マネジメントをどうやっていくか。まさにそれを子孫にどう継承していくかという課題に対応することが求められております。

本日お集まりの皆様方は、そのような課題に対する造詣をお持ちですし、また、地方自治体の方々におかれましては、まさに日々そういった実務に対応なさっている方がおられるとお聞きしております。皆様方のお力を貸していただき、より良い成果を残し、今後の古都保存に役立てていきたいと思っております。

また、最後になりましたが、景観法以来、私は、文化庁さんと国土交通省さんが非常に連携・協調という形で進まれてきたこと、非常に評価したいと思っておりますし、とてもいい歩みを経ているのではないかと思います。また、今回のさまざまな問題におきまして

は、農林水産省ですとか、環境省などとの連携も必要になってくるかと思っております。そういった意味で、この委員会がそのような連携・協調による景観保全の体制づくりにも一役買うようなことができればと祈念し、就任の挨拶とさせていただきます。皆様、よろしく願いいたします。

【事務局】 ありがとうございます。

それでは、これからの進行は、部会長をお願いいたします。よろしく願いいたします。

【部会長】 それでは、最初に、本日の議事、部会に関する検討方向ということで、事務局のほうからご説明をお願いします。

【事務局】 それでは、都市局公園緑地・景観課課長補佐でございます。座って失礼いたします。

資料3-1、3-2でご説明を差し上げたいと思います。少しめくっていただきますと、3-1、3枚と、3-2、1枚あるかと思えます。歴史的風土部会における検討方向についてでございますけれども、先ほどからのご挨拶にもありますように、1ポツで、歴史的風土部会における検討課題としまして、平成26年2月に国土交通大臣より社会資本整備審議会に、明日香村における歴史的風土の保存の推進など、今後の古都保存行政のあり方はいかにあるべきかという諮問が出されております。この内容は大きく分けると2点ございまして、1つが①とされています明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等の推進のための方策、②として、今後の古都保存行政のあり方というふうに2つに大きく分けることができます。

2ポツにありますとおり、明日香村に関する検討につきましては、第4次の明日香村整備計画に基づいた所要の取り組みが進められているところでありますけれども、明日香村歴史的風土創造的活用事業交付金の予算措置の22から26年という5年間であることを踏まえまして、今後のあり方などを検討いただきました。平成26年12月に歴史的風土部会報告を取りまとめていただいております、2-2. 検討結果にございますとおり、交付金による支援の継続・拡充というような結果が出ております。

3ポツ、これが今後の古都保存行政のあり方ということで、まさにこれからご議論をいただくような内容になってくるかと思えます。3-1. 検討事項ですけれども、昭和41年に古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法、いわゆる古都保存法でございますけれども、こちらが制定をされておまして、これに基づいて、歴史的風土保存区域の指定でありますとか、歴史的風土保存計画の決定が順次行われまして、一定の行為の制限

で凍結的な保存がなされてきました。これに伴って、土地の買い入れですとか、保存のための施設整備など、的確な対応はされてきたところではございます。

しかしながら、今般、古都の歴史的風土の構成する樹林地などでは、自然的環境の変化が起こっておりまして、それから、維持管理における担い手の確保などが大きな課題となっておりまして、こうした情勢も踏まえまして、歴史的風土保存計画の検討など、今後の古都保存行政のあり方に関しまして、幅広くご検討をお願いしたいと考えております。

そして、また、古都保存行政の理念の全国の展開の成果として、平成20年に制定されています地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律、いわゆる歴史まちづくり法と呼んでおりますけれども、こちらに関する取り組みについても、法律の施行から5年を経過した、もう今、平成20年制定ですので7年たっておりますけれども、5年経過しておりますので、成果の共有でありますとか、景観や観光などの関連施策の連携、新たな展開など、今後の方向性についてご検討をお願いしたいということにしております。

こちらが、2枚目、3枚目でございます諮問の内容になっています。こちらが諮問の内容になるんですけども、資料3-2に歴史的風土部会の進め方についてというフロー図のようなものがございます。今、私からご説明させていただいたものでいきますと、真ん中の緑色の明日香村の検討が26年の12月に部会報告を出していただいたということになっておりまして、真ん中で申し上げました古都保存関係でというのが右の赤いオレンジ色のフローになっているものでございまして、今日8月7日が1回目の小委員会ということになっています。当面、こちらの古都保存法のほうの検討をお願いして、幅広くご議論をいただいて、最終的に、先ほどの諮問の内容のところのまとめをお願いしたいと思っております。そして、また、今年度から来年度にかけましてご議論いただく中で、歴史まちづくり法に関しても、少しお話をいただければと考えております。

以上です。

【部会長】 ありがとうございます。ただいままさにこの会のミッションといいますか、何を議論すべきかということで、2つ、古都保存のあり方と、それとも関係いたしますけれども、歴史まちづくり法に基づく取り組みの今後のあり方、今後の方向性についてという2つの論点があるというお話をいただきました。これらにつきまして、ご質問、あるいは今日初回でございますので、ご忌憚のないご意見いただきたいと思っております。よろしくお願いたします。いかがでございますでしょうか。

今日初回ということで、皆様、わりとこの内容に日々触れていらっしゃる方と、そうで

ない方もいらっしゃると思いますけれども、そういった意味で感想的なものも含めて、もしご意見、あるいはご質問あればよろしく申し上げます。いかがでございますでしょうか。はい、A委員、お願いいたします。

【A委員】 私は、そういう意味でいうと日々触れてないほうの立場なのですけれども、今、お聞きしていて、古都保存法の一定の行為の制限による凍結的な保存というのが大方針としてあるのですよね。その凍結的な保存というのを大前提にして、この小委員会の議論というのをスタートしていいということでもいいんでしょうか。確認です。

【部会長】 事務局、お願いいたします。

【事務局】 はい。詳細はまたこの後の小委員会の場、一応引き続きになりますが、そこでお話をさせていただきたいと思いますが、基本的な枠組みとしては、凍結的な保存を是としつつ、その中でどういうことができるかということを考えていきたいと思っております。

【部会長】 他にございますか。今日はまさに実務としておやりになっいらっしゃる方が多くいらっしゃっていますけれども、B委員、何か日ごろのことで、いかがでございますか。

【B委員】 古都保存、私ども、古都特の買入れ地の維持管理に日々いろいろ苦勞しているという立場から、後ほど小委員会するときにもまた意見はチャンスがあれば言わせていただこうかなと思いますけれども、この流れ自体に特別に質問等はございません。

【部会長】 はい、ありがとうございます。

今、皆さんおっしゃられているように、今日はこの後、すぐに小委員会の議事に入ることですので、この今、ご説明いただいたレベルの大まかな構造ですとか、そこら辺でご質問がなければ、次のほうに入らせていただきたいと思いますけれども、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、ご意見、ご質問が尽きているようでございますので、以上をもちまして、第20回歴史的風土部会をまずは一回終了させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

【事務局】 ありがとうございます。

それでは、引き続きまして、第1回の古都保存のあり方検討小委員会を開催させていただきたいと思っております。

本日は合同会議でございますので、部会のみ所属に委員におかれましても、お時間の

許す限りこのままお席でご参加をいただければ幸いです。

まずはじめに、議事3にございます小委員会の議事運営につきまして、事務局よりご提案をさせていただきます。本委員会の議事運営につきましては、都市計画・歴史的風土分科会運営規則というものがございまして、そちらによるものとなっておりますけれども、これに定めがない事項につきましては、本小委員会で決めていただくという必要がございます。

そこで、事務局で案を作成させていただきました。資料4をごらんください。資料4に古都保存のあり方検討小委員会の議事運営について（案）というものがございまして。基本的なところは、先ほど申し上げた分科会の運営規則のほうに書いてございますが、今申し上げました資料4の記以下のとおり、委員の定足数の部分につきまして、定めさせていただいております。定足数につきましては、3分の1以上ということとさせていただいております。また、そのほか、必要な事項は随時定めていくということと考えております。

なお、議事録につきましては、分科会運営規則の第4条というものがございまして。そちらに基づきまして、社会資本整備審議会運営規則第7条の規定を準用いたしまして、原則公開ということになってございます。公開に当たりましては、事前に委員の皆様にご確認をいただきまして、その後に発言者氏名を除いて国土交通省のホームページにおいて公開させていただくということと考えてございます。

以上でございます。

このまず、資料4の議事運営につきまして、何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。

【小委員長】 いかがでございますでしょうか。

なお、この小委員会、先ほどのこちらの予定表によりますと、来年の夏ごろをめどに風土部会報告というのを出すということで、回数的にはどの程度ですか。

【事務局】 回数は、議論の内容によりますけれども、5、6回程度はお願いできればと思っております。

【小委員長】 5、6回程度、はい、わかりました。そうしましたら、来年夏までに5、6回程度開催させていただくという形になりますので、委員の3分の1以上出席ということで、皆様にご協力賜りたいと思います。

今のご説明、特にないようでしたら、次のほうに入らせていただきたいと思いますけれども、よろしゅうございますか。はい。

【事務局】 今、ご承認をいただきました議事運営につきましてでございますけれども、今後、その都市計画・歴史的風土分科会の運営規則と今の資料4に基づきまして、今後運営を進めていきたいと思っております。

なお、本日ご出席をいただきました委員の皆様は10名中7名でございます。ただいまご承認をいただきました3分の1ということを満たしてございますので、ご報告させていただきます。

では、小委員長、よろしくお願いいたします。

【小委員長】 はい。わかりました。

それでは、本日の議事次第の議事（4）ということに進めさせていただきます。

まずは、古都保存に係る現状や課題等について、事務局のほうからご説明をお願いいたします。

【事務局】 そうしましたら、資料5-1と5-2、連続でご説明をさせていただきたいと思っております。5-1のほうは古都保存に係る取組の現状や取り巻く環境の変化についてということで、古都保存に関することを主に扱いたいと思っております。資料5-2のほうは、歴史まちづくりに係る取組の現状等について、歴史まちづくり法の関係の現状のご報告でございます。

5-1のほうですけれども、2枚めくっていただきますと、古都保存法の概要と施行状況という資料が2ページでございます。法制定の背景でございますけれども、昭和30年代の後半の都市発展の流れというものによりまして、宅地開発が大分増えました。京都、奈良、鎌倉といった、今、古都指定されている都市におきましては、文化人や市民団体によって、それらに反対運動というものが展開されました。下の絵でございまして、これは鎌倉の絵でございますけれども、戦後鎌倉の人口急増ということで、樹林地が大分減ったというような経緯がございました。

1枚おめくりをいただきますと、そういった状況を踏まえまして、法制定の契機でございますけれども、昭和39年に発生しました、鎌倉の鶴岡八幡宮の裏山御谷騒動のお話でありますとか、それから、京都市の双ヶ岡の開発問題というものが特に幅広い層から反対運動が展開されたということで、法制定の契機の一つになっています。鎌倉の御谷騒動というのは、昭和39年のことでございますけれども、図の右側に鶴岡八幡宮がございまして、その後ろ側に黒で囲っている部分が開発予定とされていた部分でございます。この部分について、裏山、通称御谷と申しますけれども、この御谷開発計画に対して、文化

団体であるとか、文化人、僧侶、学者、市民等の反対運動が巻き起こったということでございます。風致保存連盟でありますとか、それから、3つ目のポツには、鎌倉在住の文化人によって財団法人などが設立されて、買収を目的とした募金運動など展開されて、反対運動から1年後に募金等によって買収をもって騒動は終息しています。

その下のほうの京都の双ヶ岡の開発問題というのは、これも右の写真のとおり、今も緑地が保存されている状況でございますけれども、ホテルの建設構想などもあったということでございます。こういうものがこの制定契機になっております。

次のページ、ごらんいただければと思います。契機としてはその開発問題があった古都保存でございますけれども、どういう法律の目的、あるいは体系が整えられたかということ、この1枚で大きくご説明を差し上げたいと思います。

黄色の四角にございますとおり、古都保存法は昭和41年制定でございます、今の状況としましては、古都は10都市、京都市、奈良市、鎌倉市と、それから、奈良県の天理、橿原、桜井、斑鳩、明日香、それから、神奈川の逗子、滋賀の大津、10都市が指定をされております。法の目的は、1条にございますとおりでして、我が国の固有の文化的資産であるというものをひとしくその恵沢を享受するようなもの、あるいは後代に引き継いでいこうというような内容でございます。法律の体系として、下3分の2に体系ございますけれども、上の一番最初の四角の箱にございますとおり、歴史的風土保存区域という区域を、まず、国のほう、国土交通大臣でありますけど、国のほうで指定をするということになっております。こちらが届出・勧告制という赤字になっておりますけれども、による比較的緩やかな規制をしている区域でございます。この後、また実例をご説明差し上げます。この区域に対しまして、今度は歴史的風土保存計画というものを、これも国のほうで定めるといふふうに体系としてはなっております。

それから、この保存計画に基づきながら、保存区域の中、枢要な部分、大事な部分に関しましては、歴史的風土特別保存地区というものを、都市計画決定を府県、あるいは政令市で行っていただくというたてつけになっております。この枢要な部分に関しましては、建築物の建築、宅地の造成などに関しまして、許可制、これは比較的厳しい凍結的な保存という意味合いになると思いますけれども、規制を導入しております。逆に規制に対する損失補償として、土地を買い入れる仕組みというものまで導入をしております。そういうことでございますので、一番最後の箱にございますとおり、古都保存の事業としまして、土地の買い入れでありますとか、損失補償が国費10分の7という比較的な高い補助率で

もって支援をさせていただいているという形になっております。実際に守られているものが、右にございますとおり、鎌倉の写真がございますけれども、そういうものであるとか、あと、もう一つ細かくご説明しますけれども、建造物、歴史的な建造物であるとか、自然的環境が相まったような歴史的風土というようなものを守っていこうということになっております。

次のページ、ごらんいただけますでしょうか。先ほど10都市と申し上げましたけれども、昭和41年の京都、奈良、鎌倉に始まりまして、その後、鎌倉と連たんした部分で逗子でありますとか、あるいは平成15年には大津の指定などもございました。右側にその古都の指定の基準は何なのかというところを箱で書いております。概要でございませけれども、次の1から3に該当する都市を古都とさせていただきます。1番にありますとおり、我が国往時の政治や文化の中心地であった都市、あるいは2番、文化的資産が集積し、かつ広範囲にわたる自然的環境と一体をなして「歴史的風土」を形成している都市、あるいは3番目で、市街地等が顕著で「歴史的風土」の侵犯のおそれがあるという対策を講ずる必要のある都市ということで、3つ全てに当てはまるような都市というものが古都となっております。

次のページ、ごらんいただけますでしょうか。先ほど歴史的風土という単語を用いましたけれども、じゃあ、歴史的風土とは何なのかというものを、鎌倉市を例にとりましてご説明を差し上げている資料でございます。鎌倉自体は、源頼朝が幕府を開いて、政治の中心として繁栄をした都市でございますけれども、こういうものの歴史的、文化的資産と背後の丘陵の自然的環境というものが一体的になっている。先ほども出てきた右下の絵のように、歴史的な建造物、それから、自然的環境、鶴岡八幡宮とその後背地というのが一番わかりやすいかと思っておりますけれども、そういうものが一体となって特色のある風土を形成していると、こういう状況を歴史的風土と呼んで、これを保存していこうというのが法律の大きな目的かと思えます。

次のページ、ごらんいただければと思います。では、その歴史的風土を守っていくための区域、地区に関しては、どれぐらいを指定しているのかということですが、歴史的風土保存区域に関しましては、32地区、2万2,487ヘクタールを指定、それから、歴史的風土特別保存地区につきましては、60地区、8,832ヘクタールを定めております。どういうところなのかというのが、右側に京都市の指定状況というのが例として示してございますけれども、薄い黄緑の部分、濃い緑の部分も含んでですけれども、先ほど申

しました比較的規制の緩やかな歴史的風土保存区域というものでございます。その中で大事だというのが濃い緑になっておりまして、ここの部分が歴史的風土特別保存地区というものになっております。

じゃあ、その薄い黄緑の部分、どうやって定めているかというのが右下に指定基準としてございまして、今度はこちらの1から3の中のどれかに該当するというものになっております。ちょっと細かな説明は、ここは割愛させていただきます。

次のページ、8ページでございますけれども、じゃあ、どういうものを規制を行っているのか、それに対して土地の買入れという措置が設けられているのかという表でございます。箱の中に内容と、それから、歴史的風土保存区域、歴史的風土特別保存地区という記載がございますけれども、保存区域に間ましましては、国土交通大臣が指定の主体でございまして、3つ目でございます行為の制限等というのが、届出・勧告制度という形をとらせていただいております。これに関しましては、丸が打ってあります6項目がその届出対象になっているということになっております。損失補償や土地の買入れは保存区域に関してはございません。

一方で、歴史的風土特別保存地区に関しましては、都市計画として、府県または指定都市の長が定めておりまして、3つ目にありますとおり、許可・命令制ということになっております。先ほどの6つの項目に加えまして、建築物その他の工作物の色彩の変更でありますとか、屋外広告物の表示、または掲出といったところまで追加がされて、8点対象になっております。損失補償でありますとか、土地の買入れというところまで対応はなされているという制度でございます。

9ページごらんいただきますと、その行為の申請であるとか、許可、不許可の状況というものを示しております。表をごらんいただきますと、申請数、平成25年度の結果でございますけれども、建築物その他の工作物の新築、改築、増築というところの申請件数が一番多うございます。その中で許可されているものが131件と多いということでございます。一方で、不許可になっているものとして、宅地の造成でありますとか、土地の開墾、その他の土地形質の変更と、これも不許可のところには枠がございますけれども、申請に対して不許可になる率がわりと高いものということでお示しをしております。一番下に行為の取り扱いとして、どういう形で許可、不許可というフローへ進むかというところと、不許可になった場合は買入れがありますよというものを神奈川県さんのパンフレットをもとにしてお示しをしております。

次のページ、10ページに進んでいただきますと、不許可になったその土地の買入れの状況というものがどういう状況になっているかというものをお示しをしております。歴史的風土特別保存地区のうち、10%程度、8,800ヘクタールのうち880ヘクタール程度が買入れをされていて、累積で1,100円億程度が事業費として執行されているということです。下の表にありますとおり、奈良県さんの423ヘクタールという部分が一番買入れ面積として多うございます。で、特別保存地区の指定に対して買入れの割合が高いのは、神奈川県が30.9%というのが下の表から読み解けるかと思えます。どういう場所が買われているかということですが、やはり、例えば神奈川県は鎌倉の周りの樹林のように、崖地の樹林のように、山林が最も多くを占めておりまして、神奈川県では山林が多いという状況がございます。一方で、奈良県では、田畑の割合もほかの都市に比べれば多いと、全体の2割程度占めております。

次の11ページに移っていただければと思います。保存のための施設整備というのが、古都保存の体系の中ではできることになっておりまして、あるいは景観阻害物件の除却ということができるといことで、どういうことをやっているかということでございます。四角の枠にありますとおり、施設整備費は、京都市、奈良県は年間2,000万程度と、ただ、神奈川県は突出して土砂崩壊防止施設の整備がやはり崖地もありますので、重点的に行われているという状況でございます。下のその延べ件数でも、やはり神奈川県は土砂崩壊防止施設は相当多くて、そして、右側の施設整備費の最近5年間の推移というものもかなり多いということでございます。

12ページへ進ませていただきますと、じゃあ、そうやって保存をされてきたものの成果というような形でお示しをしておりますけれども、やはり歴史的風土保存区域、保存地区では、建築物の新築、宅地の造成などの行為が規制されていて、左側の写真のように、保存区域の中、緑地が保存されている状況が見てとれるかと思えます。もちろん下の鎌倉市の状況のように、開発されそうになった裏山なども守られているという状況であります。加えて、京都や奈良では、世界遺産の資産を構成するような形で、緩衝地帯であるとか、そういったものが保存区域、あるいは都市計画法に基づく風致地区、これも一緒にかけるのが望ましいということですのでそうしていますけれども、そういったところが守られているというところがございます。

ここまでが今、古都保存法の大まかな概要と現状でございました。

次のページを見ていただきますと、古都保存行政を取り巻く環境の変化ということで、

左から右の年代、縦に面積をとっております。指定区域はもちろんこの50年で随分と伸びてきていると。保存区域も伸びておりますし、それに伴って保存地区も伸びておりますし、そして、買入れ地ももちろん伸びてきているというのがこの3つの左から右に走っている黒の線、それから、破線、緑色の線というふうにごらんいただければと思います。

この間、もちろん高度成長期から安定成長、バブル期、そして、バブル崩壊から現在に至るまでさまざまな状況というのが変わってきているということで、青色でございますとおり、公共が使えるお金というものは減ってきて、しかし、一方でボランティア活動であるとかの民間の力というものも伸びていると。しかしながら、先ほど来から申し上げておりますとおり、自然的環境の変化というものも多数ございまして、例えばこの後少し触れますけれども、シカの食害でありますとか、ナラ枯れ、木のナラですね。ナラが枯れるとか、マツが枯れるとかという状況の病気などもは流行しているという状況、それから、他方で、赤の枠でございますけれども、景観法ができたとおりに、景観に関する取り組みの活発化というものも見られる状況でございます。

次のページへいただきますと、取り巻く環境の変化として、テーマを3つに分けてご説明を差し上げたいということで、維持管理について、自然的環境の変化について、景観についてということに分けてお示しをしております。

15ページへ進んでいただければと思います。テーマの1の維持管理についてなんですけれども、買入れの面積、先ほど来、申しておりますとおり、年間に20ヘクタール程度増加していつているということです。補助はあるものの、どんどん増加していると。それから、他方で買入れした土地に関しましては、除草や樹木の剪定、枯損木処理などの維持管理というものを各自治体の単費で行っていただいているということになっております。それから、その買入れ地が、面積が増加している一方で、維持管理費は一定程度で推移するという状況がありまして、質そのもの、管理の質が低下することが懸念されているという状況でございます。

こういったことに対して、次のページでございますけれども、京都市の例でございますけれども、寺院であるとか、企業、地域の住民と協働で、小倉山、嵐山の奥のほうに行ったところについて、森林再生事業というものを行っていらっしゃいます。小倉山再生プロジェクトということで、京都市が地域の組織、森林所有者、地元の寺院、企業などと連携をされております。実際にはそのマツの購入であるとか、あるいはみんなで植えるというようなこと、下の写真のように議論しながら進めていらっしゃるという例でございます。

また、次のページ、ごらんいただければと思いますけれども、クラウドファンディングというような取り組みも行われている例がございます。クラウドファンディング、ちょっと聞きなれない言葉なのかもしれませんが、ネット上で寄附であるとか、あるいは投資というような形もとられたり、わりと幅広いやり方があるそうなんですけれども、こういうもので資金を集めて何か一つの目的を達していこうという取り組みでございまして、鎌倉市さんでは、観光ルート板の設置ということで、直接的に古都保存ではこれはございませんけれども、鎌倉が好きだという方からお金を集めておりまして、3ポツにございすけど、目標100万円で100人から100万円の寄附が集まったというのが25年度の取り組みだったというふうにお話を伺っております。それから、明日香村では、先ほどの鎌倉は鎌倉市さんが主体になっておりますけれども、古民家の改修でゲストハウスの整備というものを行っていらっしゃいまして、これは村内の商工業者さんが共同で設立をしたものが主体になりまして、J-r o o t s というところが主体になりまして、3つ目のポツにございすけれども、投資家に少しリターンがあるというような形のもので、目標金額1,500万、一番下ですけれども、に対して186人から1,100万円の出資が集まっていますということで、これが7月23日付の数字ですけれども、投資が寄せられるということでございます。

そして、18ページごらんいただきますと、自然的環境の変化という2つのテーマで、少し細かいというか、個別のお話になりますけど、主にシカ害、シカの害で食害でありますとか、それから、ナラ枯れといったところについてお話をしたいと思います。京都や奈良では、シカ、それから、ナラ枯れということで森林植生が変化をしていますということで、春日山地区などでシカの食害、それから、ナラ枯れ、林床が裸地化すると、もともとあった木がなくなってしまうというような状況、あるいはその後にシカが食べないナンキンハゼが繁茂をしてきているという状況がございます。シカはそのまま植物を食べてしまうというところがありますけれども、ナラ枯れというのは昆虫、カシノナガキクイムシという虫だそうですけれども、それが持ち込む菌でもって植物が枯れてしまうという状況があるということでございます。

次のページ、ごらんいただきますと、これに対して、どういう対策をとっているかということでございます。例えば各自治体では、シカの食害に対して、防鹿柵というそうですけれども、シカを防ぐ柵を、ネットを設置するというようなことをやっていらっしゃったし、先ほどのナラ枯れですけれども、昆虫が入ってこないよう、あるいは入ってきたもの

を閉じ込めてしまうように、少し見づらい写真ですけれども、ビニール被覆をしているということで、あるいは枯れてしまったものを燻蒸したりするという対策をとられています。右側にございますとおり、対策の効果というところですが、経年的にその枯損木、出ておりますし、被害額も少しずつ、25年から26年は減っていますけれども、一定程度ずっとあるということで、事業費も一定かけているんですけれども、対処療法的になってしまうというのが実情でございます。

また、こういう直接的な対処に加えまして、京都市さんですと、京都みどりプロジェクトということで、ナラ枯れから守ろうということで、京都三山の森を守ろうということで、市内の企業や団体に資金面ですとか、PR・啓発面で協賛を募ってお金を集めるということ、ロゴマークを設定されたりして進めていらっしゃるということです。

それから、もう一つ、少し大きな話になりますけど、その自然的環境の変化に対応してということで、しっかりとその市だけではなくて、市民やNPOの方々とともに、京都市さんが積極的にかかわっていかうということで、三山の森林景観を守るためのガイドラインというものを、保全・再生ガイドラインというものを23年に策定されています。少しその歴史的風土の区域からすると、右の絵にありますとおり、広いんですけれども、こういうものを保存していかうということで、三山の森林景観を保全・再生するための基本的な考え方ですとか、手順や技術的な支援をまとめられていると。この中で、先ほどのシカの食害ですとか、ナラ枯れの対策についても指針として取りまとめているということで、一部モデル的な事業も進められているということでございます。

次のページ、21ページですけれども、少し毛色が違う話になりますけれども、景観についてでございます。こちらは奈良県の例でございますけれども、春日山の山林の保存という状況は、下の写真でござらんいただけるかと思っておりますけれども、ただ、区域外の市街化で遠方からの眺望というものはどんどん変化していておりますという状況を写真、それから、近鉄の奈良駅を写真の撮影箇所にはしていますので、そこから見た絵で、1960年代と2013年比較をしたものでございます。少しその市街化が進んでいるというところを見てとっていただけるかと思っております。

それから、次のページ、ござらんいただきますと、もう一つ景観の変化についてでございますけれども、急傾斜地が多いということで、毎年10から20件程度の土砂崩れや落石が発生しているということもございまして、鎌倉に限らず、京都、奈良、神奈川の全ての数字ですけれども、落石が発生していると。それに対して、やっぱりコンクリート擁壁な

どを設置する防災工事というが行われているということで、絵のように、右側の写真で家屋に土が流入してくるというものに対して、下のように防災工事がなされるということでございます。この場合、地質の状況ですとか、斜面の勾配で植生の回復が可能なような工法というものをとる場合もあるんですけども、なかなか難しいところもあるという技術的な問題もございます。

これらの景観に対しましては、それぞれ自治体での取り組みも随分と進められているという例が次のページとその次のページでございます。良好な眺望景観を守るために、各種の条例・計画などが定められているという例で、京都市から2つ引いております。1つは、京都市眺望景観創生条例ということで、京都の独自の取り組みとして、市内の38カ所のすぐれた眺望景観というものを守っていこうということで、超えてはいけないような、対象物との関係で超えてはいけないような標高を定める眺望空間保全区域というものを、絵でいうとオレンジ色のところでしょうか。それから、優れた眺望景観を阻害しないように形態、意匠、色彩の基準まで定めようというのが近景デザインの保全区域、緑色のほうの範疇ですけども、こういうところを清水寺ですとか、二条城から近い距離の規制をかけるという形で条例を制定されているという例でございます。詳しくはその下の色のついた絵ですとか、それから、標高ラインとの関係で見ただけであれば、そういったものに対しての規制だというふうにごらんいただけるかと思えます。

それから、もう一つ、京都市の自然風景保全条例ということで、今度は山並みの稜線を改変しないように、面で緑を残していこうということも、条例として京都市さんは定めているというところがございます。

それから、もう1点、先ほど土砂崩壊防止施設の話がございましたけれども、斜度が緩い場合、鎌倉市さんのほうでは、コンクリートを使用しない工法ということで、真ん中の写真が拡大写真でちょっとわかりづらいんですけども、右のイメージ図にございますとおり、びょうのようなものを打って、ワイヤーでもって緑地をしっかりと植生を維持しようというようなことの取り組みもなされていて、こういうものがコストは高いですけども、景観への影響は小さいというような取り組みが行われているところです。

駆け足になってしまいましたけれども、古都に関する取り組みに関しては以上でございます。

それから、続けまして、5-2、歴史まちづくりに関しても…。

【小委員長】 すみません。1回切ったほうがいいですかね。少し、消化不良になって

しまうといけないので、少なくともちょっとご質問とかだけ、事務局の方もご説明でお疲れになると思いますので、ちょっと議事を変更いたしまして、たくさん議事時間をつくっていただくということで、当初はこの5-1、5-2について一連にご説明いただくということですが、ちょっと切らせていただいて、今の内容にかかわるご質問、あるいはご意見等、初回ですので、ざっくばらんなどのご意見いただければと思っております。いかがでございますでしょうか。

今、見ていただいたように、まさに届出・勧告の部分と許可制の部分があるということとか、あるいは10分の7で買入れができていているということで、後半のほうでは、成果、具体的にどのくらいの面積がそういった買入れで保全できているかということ。今後の話として、山林等でさまざまな、買入れはしたものの、さまざまなマネジメントと申しますか、問題が生じているというような現状をお話しいただいたと思うんですけれども、いかがでございますでしょうか。C委員、どうぞ。

【C委員】 あんまりよくわかっているところの分野なので、すごい初歩的なことをお伺いするんですけれども、今日の資料の9ページなんですけど、建築、例えば表の中にあります行為の申請の状況ですが、申請数、一番上のところ138件、許可数が131件。この許可というのに関して、多分協議をしながら条件がつくとか、そういうことがあると思うんですけれども、一般的にこういうエリアのところというのは、それほど問題がなく許可が出ていると申しますか、つまり、申請する側がそのことをよく理解していて、あまり許可が出ないようなものを出さないという状況なのか。それとも、協議に非常にご苦労されながらやられているのか、そのあたりのところ、いかがなんでしょうか。

【小委員長】 事務局、お願いいたします。

【事務局】 実際に自治体のほうでその事務をされている方々がおられますので、細かいところは補足いただければと思いますが、実際にその建築物なんかが、許可件数が割合として高いのは、やはり申請に慣れていらっしゃるというが、どういうものを出せば協議が調うかということをご理解いただけているなどというふうには伺っています。

一方で、なかなか宅地の造成などのように、最初からその事業を進めるようなところはなかなかご理解いただけないというところもあって、不許可になったりする事例が多いというような差もあるように、何というか、議論が協議の中でご理解いただけるもの、いただけないものというものが分かれてくるというようなお話は伺っております。

【C委員】 はい、ありがとうございます。

【小委員長】 よろしいですか。今のお話で、不許可になった場合というのは、何らかの指導を得て、また再び申請されるという形なんではないでしょうか。それとも、不許可になるとなかなかその後は難しいという感じですか。

【事務局】 一部実例としては、その不許可になる前に協議をされているというふうには伺っているんですけども、自治体の方から聞いていただくほうが、そこは詳しいかもしれません。

【小委員長】 はい。今日ご出席の自治体の方々から、もし補足的にそのような現状につきましてご説明いただけると助かるんですけども、はい。

【B委員】 地権者にもよりますけれども、まさに千差万別で、例えば手をかえ品をかえ、いろんなことを言ってくる場合と、それから、もうだめですよと言われたっきり、全然乗ってこない場合と、それから、じゃあ、買い取ってほしいという場合とか、もうばらばらですね。

【小委員長】 なるほど、わかりました。ありがとうございます。

ほかにご質問ございますか。ご意見でも結構でございます。A委員、お願いします。

【A委員】 自然的環境の変化のところで、シカの食害、多分保存地区に限らず、日本全国非常にどこも苦しんでいるんだろうと思うんですけども、これを見ていると、やっぱり、対処療法的なというふうにあります。これ以外の策というか、根本的に何か解決する方法って、この分野の会議で話し合うことではないのかもしれない。何かあるんですかね。そういう情報とか、そういう対処法の共有みたいなものというのは何かしらあるんでしょうか。

【小委員長】 シカの食害については、全国レベルで、必ずしもこの地域だけではなくありますけれども、いかがでございますでしょうか。

【事務局】 1つは、お話を伺っている中では、環境省さんなり、林野庁さんもいらしていただければ、そちらから補足いただければと思いますけれども、シカのほうは、頭数の管理などで何とかなるところも一部あるようですけれども、なかなかというところ。それから、ナラ枯れですとか、マツ枯れは、やっぱりそれこそ自然的なものなので、先ほどのような対処療法的なものを、もちろん先生ご指摘のとおり、古都の区域以外でも対処すれば、莫大に金をかければ何とかなるとい状況はあるそうですけれども、なかなか追いつかない。完全なその対処策というのが見つからないわけではないというのが実情のようです。

すみません。D委員、もし補足があればお願いをできればと思います。

【小委員長】 お願いいたします。

【D委員】 ナラ枯れに関しましては、今、おっしゃったように、処理をするのにアクセス可能などころであればたやすいんですけども、アクセスが大変困難なところであれば、お金をかけてもできるかというのがやっぱり人力でやるので限界があるというのと、実際に枯れてから、枯れたときにはもう虫が入ってしまっているんで、もう枯れそうになったときに処理をして、それ以上に広がらないようにしないといけないんですけど、単木1本被害が出たときに対応するというのが、発見するというのがかなり困難なので、それが今、広がっているのを抑えられない原因だと思います。

【小委員長】 はい、ありがとうございます。

E委員、何かこの辺につきまして、よろしくお願いします。

【E委員】 そうですね。ナラ枯れとか、マツ枯れとか、シカとか、非常に森林とかの健全性を保つのは難しい状況なんですけど、研究レベルで考えていくと、対処的にシカ柵をつくったりだとか、ナラ枯れの樹木とか、マツ枯れの処理したりというのはあるんですが、根本的にもともと森林をうまく循環的に利用していて、若返りが、更新が図られたりとか、枯れたものがあつたらすぐに、枯れる前に使ったりだとか、こういったもの、というふうな、地域とか、産業の中で森林を利用するような仕組みがあることがすごく大事だということとか、マツ枯れとかになりますと、もともと日本の生態系の中にない生き物とかが入ってきたりとかというふうな部分がありますと、根本的に解決するのはすごく難しいというふうなことはなっているんですけども、いずれにしても、法律とか、そういう枠組みで守るというふうなことプラス、いかに地域で森林とかかわるとか、なりわいとリンクさせていくとか、シカのほうでも、もともと獣害というのは、歴史をさかのぼると、江戸時代とか、さかのぼってもずっとあつたことではあるんですけども、やっぱり人がいかにそれに対処するために、狩猟もそうですし、いろんな土地利用のあり方みたいなところを含めながら考えていくというところをどこかできちっとやっていかないと難しいところがあるんじゃないかなと思います。

【小委員長】 はい、ありがとうございます。今の課題の中で、先ほど来、クラウドファンディングですとか、京都みどりプロジェクトですとか、新しい取り組みについてもご紹介いただいたんですけども、この辺については、何かご回答、ご意見、あるいはこんなことはほかの部分で参考になるよというようなご意見ございますか。F委員、お願いします。

【F委員】 買い上げたところの日常的な管理がきちっとできるかどうかという基本的な問題については、前の明日香村小委員会での議論からずっと言われていますが、今のE委員のお話のように、その体制がとれるかどうかということもあるんだと思います。私が気になっているのは、このマツ枯れとか、ナラ枯れというのが、いわゆる地球温暖化の影響で植生が全体的に変わろうとしているというような、大きな自然現象の中にあるということはないんだろうかということです。もしそうだとすると、もう根本的に何をやってもだめだということになるんですね。その辺、ご専門の方はどういうふうに見ておられるのでしょうか。

【小委員長】 そうですね。はい。記述の中にも、抜本的な対策に結びついてないというような、対処療法的だということで、それを場当たりにやっていくからといって、ナラ枯れを防げるのかというあたり。

【F委員】 もしそうだとしたら、ほとんど意味がないかもしれない。むしろ、自然に変わるのを待っていたのがいいのかもしれない。

【E委員】 そうですね。温暖化ということで年間のいろんな気候の状況が変わると、ほんとうはもとブナ林が成立したところに成立しなくなるとかっていうのも、もちろんあるんですけども、やっぱり、例えば京都の周りでマツが枯れて常緑樹林化が進むとかというふうなことを考えますと、もともとかなり人が利用していた森林が利用されなくなつて、遷移が進んで、やっぱり里山的に利用していたところが一気に使わなくなつたりとかしますと、本来ものすごい時間をかけるとその地域に合った植生というのはもちろん出てくるんですけども、ずうっと江戸時代とか、もっと前から二次的な森林として利用していたところを一気に放置してしまうということがあるので、まずは一つが、その森林とかかわって少しずつ手を加えていくことで、絶対根本的にだめだという状況というのは、大きなレベルで見ると確かにあるんですけども、日本の多くの場所というのは、いかに人がかかわっていくかっていうことを丁寧にとると、解決の道は見えてくると思いますので、はい、そんなにその部分では心配する必要はないと思っています。

【小委員長】 はい。A委員。

【A委員】 ここであんまり膨らませてしまうのもどうかと思いながら、今、聞いていて非常に疑問なのは、凍結的に保存していくという、要は手つかずというか、人が入らない形での保存ということはいくわけですね。いくわけですというか、今まできたわけですね。そうすると、今、先生がおっしゃったような、人の手が入りつつ自然に植生も変

わっていくのかということとはどこかで矛盾するところもあったりなんかして、つまり、その問題が発生したところを、じゃあ、予算がついて何かしら手当てをして、そこだけは何とか直しつつという方向性とも何となくちょっと両立してないのではないかという思いもどこかであったりして、すごく難しいですね。

【小委員長】 その辺については、事務局のほう、いかがでしょうか。

【事務局】 先ほど私が凍結と申し上げたのは、完全に何もしないという意味ではなくて、森林としてきちんと保存するというのを凍結と、開発するというのに対しての凍結という意味なので、通常の管理を適正にするというのはもちろん凍結の中に入った概念で申し上げていますので、そういう意味では、きちんと手入れをしながら保存をしていくというのを、開発しないというのが凍結の一部の形かなと考えております。

【A委員】 いいですか。

【小委員長】 はい。

【A委員】 かつての、例えば里山につながる奥山と私たちの生活の中でのこの手の入れ方と、その管理をするということでの手を入れ方というのは、多分差異があると思うんですよね。そのあたりなどもこれから森林保全というところで果たしてどこまでできるのかなというような素朴な疑問も正直ございます。

【小委員長】 事務局のほう、いかがでございますか。

【事務局】 すみません。すぐにはお答えできないかもしれませんが、今おっしゃったように、確かに質の違いはあるんだと思います。いわゆる林業的にきちんと管理するところと、日々の生活の中でちょっと裏山に行って遊ぶとかというものとやっぱり質は違うんだと思いますけど、結局それでその森林がきちんと保たれているという状況になるようなやり方であれば、どちらの質であっても、手段としては構わないのかなと思いますけども、いずれにしても、大規模開発をしてばっさりなくなるとかということは、これはまずいんじゃないかという思いですね。すみません。ちょっとお答えになってないかもしれませんが。

【小委員長】 はい、どうぞ、事務局。

【事務局】 先ほどE委員がおっしゃられたように、昔は里山ということで、ナラなど、主にまきだったと思うんですね。それで、山に入ってまきの材料をとったりとか、全てのところでやっているかどうかわかりませんが、シイタケとかのほだ木なんかでナラも使いますよね。ということで使っていたと。そういうことで、人が山に入って、切って

いたわけですね。ところが、今はそういう利用がなくなったので、ナラの老木が増えてきているわけなんです。老木が増えると、そういう病気に対する抵抗性が弱って、枯れてしまうという。そういう一面がありますので、以前のような化石燃料を使わない、まきを使っていた時代と、それから、現代にあつての山の手入れの仕方というのはちょっと違った面があるんだろうと思います。

それから、マツ枯れの関係では、マツクイムシの抵抗性のマツの開発というのも少しは進んでおりますので、そういった点も一つあるかと思えます。

【小委員長】 はい、ありがとうございました。G委員、どうぞ。

【G委員】 ちょっと本筋から外れるかもしれないんですけども、今、ここ、古都保存に係る取り組みということで、この中で気がついた山林の状況とか、そういうことを言っておりますが、日本全国眺めてみると、同じような被害がいっぱいあるわけですね。それに対して、個々に取り組むというよりも、やっぱり横断的にこの森林再生なり、利用なりについては、もっと広くやって予算を大きくとって、その中から少しずつね、当該地域に充てていくというほうがやりやすいんじゃないかなと、ふと思ったりしたんです。

で、こういうところで取り上げられない、誰も行かない、気がつかない森の奥で何が起きているかというのは、それは恐ろしいことで、私のかすかな記憶だとか、幼いころ、日本中、杉を植えまくって、建材として使うはずだったのに、使う時期が来たら、安い外材を使って、杉山がほったらかしで、苦しがつて、杉はぎゅうぎゅう詰めですから、それは杉花粉出しますよね。だから、杉花粉症が増えたのも、そのあたりかなとも思いますし、また、杉というのはね、それほど根を張る植物じゃないですから、山崩れを招いたり、山の土地の保水性そのものが保たれないということで、いろいろ日本の山林におけるじわじわじわじわと崩壊が進んでいるんじゃないかというのはとても恐ろしいんです。

ですから、できたら、例えば杉材、育ち切った杉材はもう利用できないかもしれませんが、ちゃんと昔のように材木を使う、それが採算がとれるような税の仕組みとか、その他山林をちゃんと守ることによって、川の栄養分が高まって、ひいては、海の幸への栄養分も増えるとか、やっぱり流れで見えていかないといけないんですけども、今、今日ここでも、古都保存と景観の面での植栽のことだけは取り上げられていますが、できれば、横断的に日本の森林全体をどうするかということで、大きく何か各省協力してやっていけるといことができれば、すてきだなと思いました。

今、ここだけでどうするかという話じゃないんですが、ぜひ国には長い目で国土という

ことを考えた取り組みを大きくぶち上げていただいて、これはやっぱり100年単位の問題だと思いますし、で、やはり動物たち、鹿にしてもそうですし、イノシシもそうです。猿だって、熊だってそうですし、やはり誰だって生きていくために食べなきゃいけませんから、いろんな害が出てくると。これから人口減少に伴う我が国において、人口分布もやはり変わってくるだろうと。人が住むところも変わってくるかもしれない。ということも含めて、その中で古都保存と景観というところで狭いエリアで取り組めることですから、ここでやったことを全国的に生かしていけるようなことができればいいなと思いました。

全く、今ここでどうするかという話じゃないんですが、感じたままではんとう申しわけありませんが、述べさせていただきました。頑張っ、て、予算をたくさんとれといっても、税収がないとしようがないんですけれども、やはりそれ、植林事業がうまくいけば、日本の国内で使うものは国内で消費し、育てていくというサイクルがもう一度取り戻すことができれば、そして、それがTPPその他いろいろありますけれども、税制的に何とかするという、その中で国民と国土がずっと長く続いていけるような仕組みを本気で考えて、具体的に取り組んでいただくリーダーシップ的な役割を国土交通省にやっていただければうれしいなと、期待しておりますので、よろしく願いいたします。

【小委員長】 はい、ありがとうございます。

まさにこの部会のミッションを少し幅広ではありますが、逆に言えば、そこを先導的にやっていくというのも、この部会に課せられたミッションかと思っておりますので、そのあたりも今後の論点として扱いたいと思います。

また、土地の買い入れですとか、損失補償、その後、施設の整備ということで、あと、除却ということで、基本的には全てがイニシャルのコストの負担ということで、今、G委員がおっしゃったようなことも含めて、今後、ランニングのコスト、あるいはコストだけじゃなくて、その担い手の確保という部分がどういうふうに行うべきなのか。土地の買い入れを国費を入れてやったということは、過去にそこに国が投資をしたということになりますので、その投資をした土地に対して、それを責任を持って維持していくということが、この部会、ないしは古都保存法というもののやはり責任であると思っておりますので、今後の論点として、そのあたりを検討したいと思っております。

ほかに、はい、H委員、お願いいたします。

【H委員】 1点だけ、今との関係で確認しておきたいんですが、ここの部会のミッションですけれども、要するに、たまたま買い上げた土地で、今、都道府県がお持ちになっ

ている土地の維持管理の今後のあり方について議論をなさりたいのか、それとも、さすがにG委員などがおっしゃったみたいに全国のことをとということではないんだと思いますけれども、少なくともこの古都保存法の適用がある歴史的風土保存区域全体の維持管理の問題、例えばナラ枯れだとか何とかっていう、そういう問題を議論なさりたいのか、どちらなんですか。

【小委員長】 事務局、お願いします。

【事務局】 どうしても買い入れ地の問題は目立つんですけども、もちろん保存地区、保存区域全体の議論もしていただきたいと思っております。

【小委員長】 はい。H委員、どうぞ。

【H委員】 多分議論が随分違ってくると思うんですね、その枠組みがね。そもそも国、現に保有、権原を持っている土地をどうするかという話と、それから、都市計画的に規制をかけているところの問題というのを、そこは少し整理をしないと、わけ、わかんないことになりませんか。

【事務局】 多分今日のお示しの資料がどうしても買い入れ地に寄っていたところがあると思いますので、注意したいと思います。

【小委員長】 ありがとうございます。I委員、どうぞ。

【I委員】 来年、古都保存法が制定50周年を迎えますが、鎌倉の場合、これまで4条の保存区域なり、6条の特別保存地区の拡大を国交省さんのお力を借りながら行ってきました。

今後50年を考えると、維持管理は言うまでもなく大切ですが、単なる維持管理だけでよいのか。古都保存法の趣旨に合った活用が考えられないのか。そういう面での検討もされたらどうか、という思いを持っています。

我々は、ほぼ毎週、史跡なり、古都保存法、特に6条地域に出向いて枝はらいや下草刈りなど環境整備、維持管理をしています。これは景観上も風致上も大切な活動だと考えています。繰り返しになりますが、これからのことを考えますと、公園的な整備の活用までは考えませんが、古都保存法の趣旨に合った形での活用が、鎌倉の場合は急峻地域が多いですので全ての地域とは言えませんが、古都保存区域とりわけ6条地域の活用が何か考えられるのか、モデル的でも結構ですが、そのような検討が可能かどうか。その辺について古都保存法の立法にも合った形での今後の運用ができるのかなとの思いを持っています。

【小委員長】 はい、ありがとうございました。保全だけではなく、活用ということで承りたいと思います。

少し時間が押してきましたので、5-2のほうの説明をお願いいたします。

【事務局】 そうでしたら、5-2、歴史まちづくりに係る取組の現状等についてご説明させていただきたいと思います。

1枚めくっていただきますと、古都保存法と、いわゆる歴史まちづくり法と呼んでいるところらの法律の差というところがわかりづらいかと思っておりますので、経緯をまとめたものでございます。実は、平成15年4月に、こちらも諮問で、今後の古都保存のあり方はいかにあるべきかということで、大津市の指定、大津市における新たな古都指定など、今後の古都保存行政のあり方はいかにあるべきかという諮問がなされております。これを踏まえまして、大津の指定は別途議論がされておりますけれども、古都保存の理念を全国に展開すべきではないかという、古都保存の理念の全国展開小委員会というものが設置されまして、その理念の全国展開に向けて、歴史的な風土の保存・活用を軸にしたまちづくりの展開を図るべきかという議論がなされました。そして、それを受けまして、今度、歴史的風土の保存・継承小委員会というものが平成19年5月に設置されまして、答申として、歴史的風致の再生を図るまちづくりを積極的に推進するため、新たな支援措置等々構築すべきであるという答申がなされております。少しキーワード的なのは、まちづくりであったり、歴史的風土の継承ということで、歴史的風致の再生を図るところで、この歴史まちづくり法、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律というものが平成20年にできております。

1枚おめくりいただきますと、少しわかりづらいところがあるんですけども、歴史まちづくり法のその法目的とその概要をお示ししたものになっております。歴史まちづくり法のその法目的の2行の次の行に歴史的風致という概念がございます。今度はこれをしっかりと維持・向上しようというのが歴史まちづくり法の肝となっております。では、歴史的風致とは何かと申しますと、例えばお城ですとか、社寺、史跡のような歴史上価値の高い建造物等、その周辺の町家などの建築物というようなものの施設、町並みと、それから、1行目の後段にございます地域住民等によって保存されてきた産業や祭礼行事、民俗芸能などの伝統的な活動が一体となって醸し出している歴史的な風情や情緒、たたずまいといったものの良好な市街地の環境というものを守っていこうという法律でございます。

もう一つ、その次にございますとおり、重点区域を定めまして、核となる文化財、国指

定の重要文化財でありますとか、選定の重要伝統的建造物保存地区などと一体となって、歴史的風致を形成する周辺市街地というものを設定して、しっかりとそれを維持・向上していこうというようなことになっておりまして、古都保存法と違いまして、その下の箱にございますとおり、基本方針は国が作成をしておりますけれども、市町村のほうで歴史的風致維持向上計画というものを作成されまして、それを国が文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣でもって認定をするということになっています。その認定をした計画に対して、重点的な支援というのが右にございますけれども、歴史的風致形成建造物などのスキームでありますとか、あるいは法律上の特例措置でありますとか、各事業でも支援をするというような概要になります。

次のページ、ごらんいただきますと、イメージ図であらわしますと、まち全体の歴史的風致を高めていこうということにはなるんですけれども、国指定の史跡を中心に、周囲に重点区域というものを市町村のほうで設定をいただいて、こういうものをしっかりと守っていこうということで、イメージ図として、無電柱化を進めようとか、あるいは文化財の保存・活用しようとか、ソフト的な取組も実施していこうという計画のイメージになってくるところでございます。

この計画ですけれども、次のページにございますとおり、先ほどの古都の10都市と違いまして、全国で国指定の重要文化財等を持つ市町村、計画策定が可能ですので、現在のところまでで49都市が、北海道と沖縄はまだないんですけれども、計画の認定を受けているという状況でございます。

そして、次のページ、ごらんいただきますと、そういった取り組み、49都市までもう認定がなされておりますので、しっかりとそういうものを守っていこうという歴史まちづくりサミットというのが各地方でもしっかりと展開がされているという状況でございます。平成26年の状況までをおまとめしたのがこの5ページでございますけれども、東北から始まりまして、東北、関東圏、中部あたりは26年度の開催で、それから、中部に関しましては、24、25、26と開催をさせていただいている。それから、左下にありますとおり、25年度には中国地方でもサミット開催されていて、認定都市の市長の皆さんなどにご参加をいただいているという状況でございます。

次のページをごらんいただきますと、その歴史まちづくりサミットの概要として、市長の皆さんからのコメントなど寄せられていて、しっかりとしたまちづくりが進んでいるという状況でございます。

そして、そのページ、7ページでございますけれども、サミットでは、例えば関東圏におきましては、宣言などがなされていて、しっかりと各部局の連携をして、認定都市が相互に刺激をし合って、さらに進めていこうという宣言なども取りまとめられているという状況でございます。

そして、8ページですけれども、計画策定をされた市町村にアンケートをとった、平成25年9月のアンケートの結果でございます。これは策定効果といっても、行政内のその効果を伺ったものなんですけれども、複数回答でございまして、1と2と3と、それから、6、1でありますと、歴史的資源を総合的に市全体で見て掘り起こしましょうということになっていきますので、総合把握ができましたということであるとか、あるいは市のほうでも明確なビジョンを関係部局で共有することができたとありますとか、あるいは計画策定を機に庁内の横断的な推進体制というものも築けましたということが1、2、3でございます。それから、6ポツとして、国の認定を受けて、知名度の向上であるとか、あるいは市民の方々のまちづくりに対する意識向上が図られたということが、複数回答ではございますけれども、認定の効果として、策定効果として各市から寄せられたところでございます。

そして、その次のページでございますけれども、諮問にもございました景観とか、観光との連携というようなところのかかわり合いというところであります。景観は、一事例をお示しする形になりますけれども、一番最初の平成20年度にその認定をされた5都市の中の三重県の亀山市ですけれども、こちらには、合併市町村ですので、もともとの関町、関宿、東海道五十三次の中の一つの関宿というものがございまして、その伝建を中心とした歴史的なまちづくりがされていたということでございます。この視点場となる百六里庭というところから、町並みがずっと見渡せるような、左の下の写真のようなところが守られるような高さの規制でありますとか、ということが景観計画で、計画の認定が平成20年度でございましたけれども、23年度に景観計画を策定して、歴史的風致の維持向上をしていこうということで、施策の実行がなされたというような事例でございます。

それから、今度は、観光の関係でございますけれども、10ページ、11ページ、12ページまでで、観光との関係でいきますと、よく報道などでも取り扱われますミシュラン・グリーンガイドでございますけれども、赤字でありますとおり、認定都市49のうち、25の市町がそのミシュランの中には掲載されているということで、どういう基準で掲載されるのかというのと、左下にございますとおり、3ポツや5ポツ、6ポツ、7ポツという

ところですが、文化財の豊かさでありますとか、芸術品や史跡固有の美術的価値、あるいは美観、そして、つくり物ではない本物としての魅力と調和というところが基準になっているところ、京都や高山という、もともと歴史的な取り組みをされたところもちろん含まれますけれども、そういった都市が49のうち25が掲載されているという状況の効果がございます。

そして、どういう取り組みを進めているかという、観光の関係ですが、実は、歴史まちづくりのその行政と観光行政をタッグを組みまして、今年から一つの事業を始めております。歴史まちづくり行政は、先ほどもご説明差し上げたとおり、歴史的な資源になるような、ミシュランに登場するような資源になっておりますという状況がございます。他方で、観光行政としましても、2020年のオリンピック・パラリンピックの開催もありまして、そこまで訪日外国人の旅行客増加をというところもあって、そういう状況がございます。どうしても東京ー大阪の間に行く外国人観光客の方、多いものですから、地域間の連携を強化したいということで、広域的な観光周遊ルートを設定していこうということ観光行政として取り組まれておりました。

ちょっと後ろのページ、ごらんいただきますと、12ページにありますとおり、東京ー大阪というよりは、それ以外の周遊ルートを設定していきましょうという①番から⑦番ございますけれども、観光庁のほうで広域観光周遊を構成するルートということで、こういうものを平成27年、今年度認定されております。

で、戻っていただいて、11ページにありますとおり、こういう広域の周遊ルートの中にも歴史まち都市が、真ん中から下の昇龍道とありますけれども、中部から北陸にかけて、能登半島を龍の頭に見立てた昇龍道という取り組みがあるんですけれども、こういう取り組みの中でも、北の富山の高岡市から始まって、金沢、高山、郡上云々ということで、歴史的風致維持向上計画の認定を受けている都市というのがございますので、そういうところの応援を、右下のオレンジに整備計画とありますけど、こういうところで、外国の来訪のデータ収集でありますとか、あるいは案内板の設置ですとか、いろいろ観光案内所の機能向上なども含めてやっていこうという事業を今年度から始めているところでございます。

12ページ、先ほど申しましたとおり、広域観光周遊ルートの形成計画が認定された位置図でございまして、じゃあ、歴史まちづくりのほうは、今度は、今の状況はどうかという話に戻りますけれども、13ページ、最後でございまして、計画認定数は49でございまして、それも含めて、今、歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上

計画をつくっていこうという市町村が全国で124あるというのが27年の3月の状況でございます。この中で、黒字の部分は、その認定意向があります。計画をつくっていきたいなどという都市でございますけれども、赤字の斜体になっているところが、もう既に我々とどういふ計画をつくりましょうかというのを具体の相談をしているところでございまして、49の認定都市に加えまして、この赤字の部分もこれから協議が調えれば、認定を進めていくというようなことになっていくかと思えます。古都の指定都市におきましても、京都市さん、斑鳩町さんもありますし、これは認定をされた例としてありますし、鎌倉市さんとも今、ご相談しているという状況でございます。

駆け足になってしまいましたけれども、以上です。

【小委員長】 はい、ありがとうございました。

認定49に加えて、今現在、124都市でしょうか、最後のほうに、非常にポテンシャルが高いというお話、また、それらの関係性で平成27年度より、国際観光支援事業というものを新たに創設されて、補助といいますか、支援ができるというような体制があるということもご説明いただいたかと思えます。今のご説明に対しまして、ご質問並びにご意見等を賜りたいと思えます。いかがでございますか。全般的なことでも結構でございますし、今までまだご発言のない方、初回でございますので、これだけではなく、もう少し全般的なご意見等でも構いませんので、よろしく願いいたします。

【J委員】 今の歴史まちづくりというよりは、先ほどの話に戻ってしまうかもしれないんですけど、全般の話で、古都の緑地、樹林地といいましても、非常に形状など、状況がさまざまだと思います。神奈川県の場合、鎌倉市ということで、先ほどもお話がありましたように、非常に急峻なところが多いという状況でございます。鎌倉自体が三方山に囲まれ、一方が海ということで、もともと防御性を重視して古都が置かれたという中で、ほんとうに崖の下まで住宅が張りついているという状況で、現状はどちらかといいますと、先ほどの施設整備の資料にもありましたとおり、神奈川県の場合も、防災ということが大きな課題になっているという状況でございます。

そういった中で、一方で、また、景観にも配慮していかなければいけないということで、先ほどの資料の中に結構コンクリート張りのような防災工事の写真がありましたけれども、そういったものではなく、いろいろ工夫をしていきたいということで、実は、神奈川県の方では、国庫対象とならない工事で、擁壁をつくらなくて落石を受けとめる落石防護工を県単の事業でやったりというようなことで工夫をさせていただいておりますので、そうい

った意味では、防災と景観の両立ということも図っていかなければいけません。維持管理につきましても、今は結構安全確保が重点になってきてしまっておりまして、先ほどの資料では、いろいろ市民協働のお話も出てございましたけれども、実は、鎌倉の場合、非常に急峻なところが多くて、歴史的風土特別保存地区を調査しましたら、例えば住民参加で維持管理できそうなところというのが、全体の5%ぐらいしかないという状況でございます。そういったことで、各自治体さん、状況が違うかと思うんですけども、やはりそのところどころの状況に応じた維持管理のあり方というのを考えていく必要があると考えております。

【小委員長】 はい、ありがとうございました。ほかにもございますか。K委員、お願いします。

【K委員】 今ご説明いただきました歴史まちづくりとその前の古都保存との関係についてお伺いしたく存じます。諮問事項においても、古都保存に関する部分と歴史まちづくりに関する部分は一応分けられていますが、どちらの制度も使っている自治体があることから、両者の関係をどうするのかについて、お考えがあればお伺いしたいと存じます。

特に、古都保存のほうは、国の側から指定をし、イニシアチブをとっていくような制度であるのに対して、歴史まちづくりのほうは、全国的な制度として、市町村が作成をし、国が認定をするという形で、市町村の側からのイニシアチブでもって進めていくものであろうかと思えます。この点を含め、異なる2つの制度がある中で、全体としての古都保存行政のあり方をどのように検討していくのか、お伺いできればと思います。

【小委員長】 事務局のほう、いかがでございますか。

【事務局】 一言でいいますと、両制度をうまく使っていくというのが我々として目指したいなと思っているところです。と申しますのは、ちょっと説明が舌足らずだったかもしれませんが、もともと古都法がありました。で、なぜこの歴まち法をここでご紹介させていただいているかという、さらに、諮問の中にそれが入っているかといいますと、大きく2つありまして、1つは、まず、古都法でいいますと、古都というのが全国で10都市しかない。文化、あるいは政治の中心地であったというようなところもありますので、全国的に広がるものではない。とはいえ、全国的に歴史的にまちというのはいっぱいあるだろうと。それは守らないのかという議論が一つありました。これが大きな1点目。という意味で、先ほどちょっとご紹介ありましたが、全国展開小委員会という名前になって、歴史まちづくり法というのが結びつけていくような委員会をやっていたというのが1

点目です。

もう1点ありますのは、その古都法で守るべきエリア、今で申し上げますと、古都保存区域のあたりの自然的環境が必ず必要になっております。歴史的な建造物プラス自然的環境で歴史的風土だという、こういうたてつけになっているものですから、先ほどちょっとその歴史まちづくり法の説明のほうでござんいただいたようなそのイメージ図です。しかし、必ずしも自然的環境じゃなくても、町並みとして歴史的なものであれば、やっぱりそれは保存すべきだろうということで、大きくこの2点がございましたので、理念としては、古都、あるいは歴史的なものを守るという理念は、引き続き古都法から引き続いておりますけれども、その中身としては、大きく市街地も含めて考えようとか、あるいは全国に広げようという意味でかなり大きくウイングを広げているようなのが歴まち法になってございます。

そういう意味で、若干たてつけは違うんですけれども、例えば古都の保存法でいきますと、どうしても山の裾野、あるいは山の中というふうに目がいきがちなんですけど、じゃあ、そこに、先ほどちょっと資料でもございましたが、山は見えますよね。その手前のほうに市街地がありますよねと。で、歴史的建造物はありますよね。じゃあ、その間に、例えば市街化が進んできた場合、どうするのかといったものに対して、なかなか古都法の世界では対応が難しいということがありましたので、じゃあ、そこについては、景観法ですとか、歴まち法という、市街地のほうの整備もやるというのも、合わせ技でやって、全体として古都の雰囲気、あるいは歴史的風土、あるいは歴史的風致というものを守っていきたいというようなことで、この両方が今回の諮問の中身に入っているというような状況でございます。

【小委員長】 よろしゅうございますか。

【K委員】 2つの制度をうまく組み合わせるといってお話でございましたけれども、実際にどちらも利用している自治体の方に、何らかの課題があるかなど、実際の状況をお教えいただけますと幸いです。

【小委員長】 はい、いかがでございませうか。B委員にお願いします。

【B委員】 まことに申しわけございませうけど、歴まちのほうは、直接所管しておりませう。同じ部内ではあり、調整は必要だと思っただけなんですけれども、ここで申し上げられるほどの意見は持ち合わせておりませう。

【小委員長】 はい、わかりました。ほかに今の課題に対して少しお答えになれる、あ

るいは私見でも結構でございますので、何かございますでしょうか。A委員。

【A委員】 2つあります。これ、認定意向のある市町村というふうにありますけれども、調査によって、認定してほしいという意向があると認定するということですか。

【事務局】 認定意向というふうなたしか資料には書いてありますけれども、これは単にアンケートをとって、これから計画を策定し、そして、その中身が整ったということで、国が認定するという、策定と認定と2段階あると思うんですけども、このうち作成していこうかなという、そのアンケートをとっているというものです。

【A委員】 市町村の意向が強い。

【事務局】 そうです。意向というか、意向ありということですね。

【A委員】 意向。したいと。なるほど。そうすると、あまり積極的ではない市町村もあるということですよ。つまり、歴史的な背景などもありつつも、こういう認定に対して積極的ではないという市町村もあるということです。

【事務局】 ご指摘のとおりです。この124に入っていない市町村からは、意向がないというわけですから、ご指摘のとおりだと思います。

【A委員】 なるほど。これはどういう方向性に進めようと思っていらっしゃるんですか。つまり、全国の自治体千幾つある中で、歴史ってどこのまちにも歴史があるわけで、何をもって歴史のある市町村、自治体というのかということのもすごく難しいところだと思いますし、ストーリーは幾らでもあるわけですよ。そうすると、例えば私なんてふるさとの隣の市は入っているけど、うちは入ってないと。でも、うちのほうが歴史あるのになと思いつつ、今見ていたんですが。そういうことも含めて、つまり、何をどうしたいというふうに最終的に思っていらっしゃるのか。数も含めて、どういう連携を、サミットをするということが目的になるのか、何なのかということをお聞きしたいということと。

あと、11ページのところで観光庁との連携でもって、整備計画の中でいろんなデータ収集をされたりということをやっているというお話があったのですが、12ページの、例えば観光庁のつくった観光モデルルートというんですかね。推進したいルートなんか見ますと、例えばこれはこれですばらしいなと思うんですけど、せっかく今年は、九州とか、産業遺産でもってユネスコで世界遺産に認定されているわけですし、そういうルートなんかは歴史的な背景を持った地域だと思うんですけど、そういうところに対する働きかけとか、そういうものは、別途でもいいのでやったほうがのではないかとも思うんですけども。

【小委員長】 はい、ありがとうございます。非常に今後の話として、ぜひとも検討しなければいけない部分だと思うんですけども、その辺に関しまして、事務局としてご意見として承ればいいのか、何か今の時点でおっしゃること、ございますでしょうか。

【事務局】 まず1点目の歴まちの今後の方向性ということでございます。どういう方向性かということでいきますと、まず、基本的には歴史まちづくり法に基づいて認定都市を増やして行って、できるだけ、いわゆる歴史的風致と呼んでいるようなものが守られるようにしていきたいとは思っております。

じゃあ、それが、例えば500ならいいのか、1,000ならいいのかというのは、そこは、特に、我々、持っているわけではなくて、むしろ、こちらの法律であえて今までと違う形で仕組ませていただいたのは、やはり市町村の意向、地方分権という話もございまして、自分の自治体をよくしていきたいと一番考えていらっしゃる、かつ自分の自治体の状況をよくご存じの市町村がやはり前面に立って、そのご意向を踏まえて、まずやっていくというのがこの歴まち法での大きな仕組みになっています。そういう意味で、先ほどあえて意向あるところ、ないところということをご紹介させていただきまして、実は、ごらんいただきますと、あの有名都市が入ってないということもあると思います。ただ、それは必ずしも歴史まちづくりに取り組んでいないということではないんだと、我々としては考えていまして、むしろ取り組むときに、これ、いろんな支援策ございますので、そういうのを活用したいと思えば、認定を取りたいと思われる方もいらっしゃるでしょうし、そんなことより独自にやるんだという場合も当然あるんだと思います。必ずしもここから目指していないところではないんだらうとは思っています。

ただ、我々、制度を所管している側からすると、できるだけこういうものを使っていたきたいなということでは思っています。ただ、その中で、やはり市町村さんの意向というのがまずありきかなとは思っていますので、国の意思としては、こういう法制度をつくったと、こういう歴史的風致を持っているようなところはぜひ頑張っていたきたいということの意思表示はしておりますので、それに基づいて市町村さんのほうでお考えをいただければいいのかなと思っています。

それと、観光のほうの2点目のお話ですけども、観光庁のほうで、12ページのほうにございます、このルート設定をしております。これも実は、国のほうから最後、認定はしているんですけども、実はやっぱり自治体さん、あるいは自治体連合さんのほうから、まず申請が上がってきて、それについてどれがいいかを認めるというような形になってい

ます。という意味で、必ずしもあれが入っていないんじゃないか、これがないんじゃないかというお声もあるのかもしれませんが、一応は自治体として、まず、これをやりたいというところについては一応入っているという認定のものですから、熟度が低くて盛り込めなかったようなものもあるかもしれませんが、そういうようなたてつけにはなっております。

先ほどの産業遺産みたいな話でいきますと、明治日本の産業革命遺産の部分につきまして、ここに入っているかどうかについては、ちょっと確認が必要かなと思いますけれども、我々の歴史まちづくり法でいうところの歴史的風致という概念にまず入るのかどうかというのが、ちょっと中身を確認しないとどうかなというところも実はあります。というのは、我々が言っている歴史的風致というのは、文化庁さんが指定しています国の史跡なり、文化財について、まずコアがあって、で、そのコアだけではなかなかそれが保存が難しい、あるいは歴史的な風致が保てないということで、その周りのバッファーの部分についても、まちづくりの観点で何とかしようということで、そのたてつけをしております、その際、ちょっと途中でご説明させていただいたんですけれども、そのカードがあるだけではなくて、さらにそのエリアで人々の営み、活動というのまで、例えばお祭りですとか、伝統産業ですとか、そういったものが地域に根づいて、しっかりそういうのが保たれているようなものについてセットで指定していくというのがこの歴史的風致という概念なものでございます。そういう意味で、わかりやすい例でいきますと、例えば国宝、あるいは重要文化財のお寺があって、その前に参道があって、で、そこで、そのお寺のお祭りで、年に何回か昔ながらの装束を着て山車を担いで回るといったようなことがいまだに続いていますみたいなことがあれば、すごくわかりやすいんですけれども、例えばそれが産業革命遺産の都市都市でちょっとあるのかどうかというのは、ちょっと確認が必要かなと思っております。

【小委員長】 はい。ありがとうございます。A委員、よろしゅうございますか。

多分前半では、歴史的風土という言葉で、古都保存のあり方についてご説明いただいたんだと思うんですけれども、後半では、歴史的風致ということで、それが歴まち法の一番の根拠といいますか、それがあるということが認定の根拠になっております。あと、多分地方自治体だとおっしゃっているのは、景観法以降、景観行政団体に市町村がなられていく。その段階で市町村に対してのより主体的な取り組みとして、国土交通省さんがアドバイスをしながら、こういう認定計画というのを作成しているという段階だと思います。

また、多分この観光周遊ルートについては、例えば長崎の五島列島の話ですとか、ある

いはちょっと私も関係しているんですけども、佐渡の金の道ですとか、さまざまなものがまだこれから世界遺産の方向に向けてあるんだと思うんですけども、これはあくまで今既に認定されているルートということであくまで見ていただければ、今後ますます増えていくのかなと思っております。そんな認識でよろしゅうございますでしょうか。

ほかに。はい、L委員、お願いします。

【L委員】 古都保存の関係と歴まちの関係で、滋賀県の例を若干述べさせていただきますと、先ほど平成15年に古都に指定された大津ということがあるんですけども、やはり先ほど事務局のほうから説明があったように、いわゆる山の部分は古都保存、いわゆる延暦寺の裏の山の部分ですね。これは古都保存でやはり守っているというところがあります。ただ、いわゆる延暦寺も参道というか、その部分というのは、古都保存ということよりも、歴まちのそういったまちづくりという観点で復元を図ったりとか、また、ソフトの部分、お祭りの部分、こうしたものを使えるということで、いわゆる両輪として地域にとっては使っている例があります。

で、先ほどの資料5-2の中で、歴まちの風致維持向上計画の認定意向のある市町村ということで、既に滋賀県の場合は、彦根市と長浜市が歴まちの認定を受けているわけですけども、彦根市は、ご存じのとおり、彦根城ということで、江戸時代のお寺があるわけですけども、長浜に関していいますと、大通寺という江戸時代のお寺もあるんですけども、どちらかという、近代というか、明治になってからの、いわゆる黒壁と言われる、今、黒壁スクエアということで、観光地としても、これも歴まち認定をいただいているような復元とか、そういったことをやって、観光地としてなっている。ということで、先ほど言った大津も、これからこういった歴まちを使って、そういった、いわゆる保存の部分と活用の部分をうまくやっていきたいというふうに聞いておりますので、ここはやはり両輪として使われているのかなとは思っています。

そういう意味では、細かい部分の課題というのはあるんだと思いますけれども、ちょうど滋賀県の場合は、それこそ7世紀の大津京から近代の明治までのいろんな歴史的な資産をうまく使って、こういう制度を使って活用しているということで、ご紹介というか、させていただければと思います。

【小委員長】 ありがとうございます。

今、もうお話はありましたけれども、多分歴まちのほうは、何らかの建造物なり、そういった歴史的風致に認定できるものが今も現存しているというようなことが多いんですけ

れども、前半で取り扱っている古都のほうについては、もちろん京都市さんのように、たくさん京都府さん、残っているようなところもございますが、例えば昨年までお話のあった明日香村なんかは、全部がアンダーグラウンドにある。平城宮跡なんかも、いわば今回非常に大きな構造物、つくられましたけれども、それまではやはりあったということだけが残っているけれども、行ってみると何もないというようなところも結構ございまして、そういうところを、要するに、古都、日本の、もとの古都のあった場所としてというふうにまさに、将来的に文化としても継承していくかというあたりが結構課題になってくるのではないかと考えております。

ほかに何かございますか。はい。じゃあ、H委員、その後はE委員。

【H委員】　　ちょっとだけお伺いしておきたいと思いますが、先ほどから歴まちのほうと古都保存のほうは両輪だという言い方をされ、それが併用されるというお話であったわけですが、そうやってきたときに、古都保存法のほうの体系というのが、極めて今の世の中においては異例の体系だという気がするんですね。保存区域の指定だとか、あるいは保存計画の決定とかっていうのを、これ、国がやっちゃう。地方じゃなくて、国がやっちゃうという、そういう形ですね。歴まちのほうで地方のイニシアチブということをおっしゃるのであれば、どうも素人が考えれば、歴史的風土保存のほうだって、これは地方のイニシアチブでやっていいはず、あるいはそうであるべきものではないかという気がして、多分制定のときの経緯で国が金を出すための仕組みとして、こういう仕組みになったのだらうと思うのですが、今後もこういう仕組みというのを維持していく、あるいはこういうたてつけというのを維持していくという必然性があるかというふうに国交省はお考えなんだろうか。その点ちょっとお伺いしておきたいと思います。

【小委員長】　　事務局、よろしいでしょうか。

【事務局】　　古都保存法については、もともと議員立法なんです。で、国会議員の先生方が、国として、国家としてやっぱり守らなきゃいけないと、京都、奈良、鎌倉についてはですね。そういうことで、そういうたてつけになっておりますので、基本的には、今の時点でも、それをないがしろにするとしたらあれなんですけれども、その思想はやっぱり受け継がないといけないかなと考えております。そのためにいろいろ助成措置なんかも10分の7とか、かなり高率の補助などをして、国としてはとにかくこれは守っていくという姿勢です。確かに制度的にはかなりちょっと前の制度という印象はあるかもしれませんが、逆に国がかかわってやる制度としては、こういう形もあるかなと考えており

ます。

【小委員長】 ありがとうございます。じゃあ、ほかに。E委員。

【E委員】 古都法につきましては、時代的な背景を見ますと、国が中心となって、きちっとゾーニングをやって、指導によってはお金を出すということで、面的にほんとうに大事な場所をきちっと確保するという意味では、非常に大きな役割を果たしてきたんじゃないかなというふうに、特に私は、京都を見ながらそういうふう実感している部分があります。

時代がだんだん変わって行って、今日的な課題として、私自身が感じておりますのは、いろんなゾーニングをするときに、まずは、とにかく大事な部分をというような形で選定していったと思うんですけども、今、改めて見たときに、ほかの委員からもありましたけれども、山と川と、それから、里とか、集落とのつながりで見るときに、適切にそういうふうなつながりとか、一体性が確保されているかというふうな部分で再確認をするというのが大事ですし、そのときに、自然としての一体性とか、歴史とか、文化というふうにいったときに、その細かいゾーニングを見てみますと、結構今、どうしてこの線引きなのかというのが理解されない部分があって、京都市の場合も、今、世界遺産のバッファゾーンの部分で市が中心となって検討を進めておりますけれども、ほんとうにこの線引きの意味する部分というのをきちっともう一回再確認しながら、ゾーニングというのを考えていくというふうな時期になっているのではないかと考えています。

その中で、ほんとうにいろんな所有地がありまして、国が管理するところ、個人が、あるいは地域がというふうないろんな所有形態がある中で、どういうふうな体制をもっていくかということもそうですし、いろんな制度が、京都市内の場合も重複してかかっていたりもするので、そういうところの整理も必要でしょうし、例えば京都市の中でいろんな防災の話がありましたけれども、河川整備だとか、また、景観とか、今回の歴史とは違った観点から、その地域に対していろんな公共事業が入ったり、計画が入っているんですけども、必ずしもその部分が目標像を一致させているようなお金の使い方、事業の進め方をしているかという、そうじゃない部分があるので、同じ国交省の中でもいろいろなセッションがあって、河川とか、いろいろあると思うんですけども、そういうところの一体性みたいな部分も必要なんじゃないかというふうなところを感じております。

ですから、どういうふうな意図をもって、その地域、古都保存法として大事な部分をきちっと担保していくかというふうなことをもう一度考え直すということですし、最初のほ

うの議論にも出ていたんですけれども、森もそうですし、田んぼだとか、いろんな、川もそうなんですけれども、最初はもう面的に確保するということがあったんですけれども、地域地域によって、その森林のあり方とか、森林を取り巻くいろんな自然的な環境、マツ枯れとかもそうですし、それから、人がまきとして使わなくなったとかっていうふうなこともあるし、一部分はかなり人工林になっているようなところも含まれているんですけれども、それぞれの自然的な要素がどうあるべきなのかというところを、ある部分は手をあまり加えないほうでいいでしょうし、あるところは積極的に手を加えて持続的な資源利用を図っていくというほうがより目的に合っているかもしれないので、そういうふうな維持管理だとか、利用に関連してもお金を、支援をするような、そういうふうな仕組みを国レベルとしても考えていただくということがとても大事なんじゃないかなと思っています。

そういう意味でいいますと、対象となっているところが、もちろん国レベルでの歴史とか、どうしても大事なんですが、地域の人が生活したりだとか、利用する中での資源だとか、景観だとか、あるいは防災的な安全とか、そういうふうなことをトータルで見ながら、伝統行事などもそうなんですけども、そういうふうなところを含めながら、目標像というのをきちっと設定して、それをちゃんと支援できるような、お金もそうですし、枠組みとしても支援できるようにしていただくのがすごく大事なかなと思いました。

最後に、古都法と歴史まちづくり法の話がありましたけれども、全体として見ますと、表面的な部分をきちっと確保していくというところではできていると思うんですが、例えばいろんな伝統的な建物だとかを見ても、水路もそうですけども、本来自然的な森の資源を使うだとか、石を使うだとか、水系をきちっと管理するというふうな部分があるんですけれども、あまりそういう部分ではなくて、できたところでのまちの景観だけを見ているので、それを供給する森林の場がどうなっているか。石を使う石工さんが本当にちゃんというのかどうかとかというふうな、その景観を、あるいは歴史的な風土を支える、ほんとうに人だとか、物をちゃんと回るような形でできているかというところは非常に今、危機的な状況にあると思いますので、農林水産省の方とかもおられるし、文化庁、いろんな省庁の方も今日は来ておられると思うので、そういうところでやっぱり連携しないと、なかなかこの法律が目的としているようなところには達成できる状況が非常に厳しい部分があるというふうに感じております。

以上です。

【小委員長】 はい。ありがとうございました。

私も冒頭に、そういった各省庁の連携というのは、この古都保存のあり方というか、今後のまさにそれを進めていくのに大事だなと思って発言しましたが、まさにE委員から、今、総括並びに今後のさまざまな宿題というか、事務局に対する宿題もいただいたかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

最後になりましたが、何か今後の検討に際して、こういうものを事務局から出してほしいというようなご要望がありましたら、今、承るか、また、メール等で事務局までお寄せいただければと思いますが、何かこの場でご発言等ございますか。よろしゅうございますか。A委員、何か、はい。

【A委員】 今日それぞれの自治体の委員の方もいらっしゃっているんですけども、何か個別具体的に実情報告というものをぜひ一度お願いしたいなと思います。

【小委員長】 そうしましたら、2回目以降に、各県、あるいは市の実情をもう少し事細かに、あるいは先ほどE委員がおっしゃられたような線引きみたいなものも含めて、詳細な資料を少しそろえていただいて、短めにご発表いただくような機会をつくりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日の議論は、大所高所からご意見をいただきまして、第1回目としては、さまざまな課題が浮き彫りにされたと思っておりますので、今後、また皆様方のいただいた意見をもとに、事務局と一緒に資料を取りそろえて論点を絞っていきたいと思います。

それでは、事務局のほうにお返しさせていただきます。

【事務局】 長時間にわたりまして、ありがとうございました。

それでは、第2回、次回の小委員会の開催につきましては、また、10月から11月ぐらいで、改めて日程調整をさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いします。その際に、先ほどお話がございましたような現地の実情報告みたいなものも含めてさせていただければと考えております。

それでは、以上をもちまして、第1回古都保存のあり方検討小委員会を閉会したいと思います。長時間にわたりまして、ありがとうございました。

なお、本日の資料につきましては、机の上にそのまま置いておいていただければ、後ほどこちらから郵送させていただきます。どうもありがとうございました。

【小委員長】 どうもありがとうございました。

— 了 —